

入札参加資格の審査について

入札参加資格の審査のうち、入札参加申請業者が〔入札参加業者募集の公告の日～入札を実施する日までの期間〕において、「建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者」であるかの確認については、その建設業者が建設業許可を受けた地方整備局（国土交通大臣許可の場合）又は都道府県（知事許可の場合）のホームページや、大阪府（入札参加停止及び入札参加除外措置の場合）のホームページで行うこと。

なお、直接行政庁（大阪府都市整備部及び国土交通省近畿地方整備局等）への電話照会はしないこと。

■建設業法に基づく営業停止処分については（確認事例）

（１）大阪府知事許可業者の場合

大阪府ホームページ

- ⇒ 分類から探す
- ⇒ 住まい・まちづくり
- ⇒ まちづくり
- ⇒ 建設業法に関すること
- ⇒ 建築業者の指導に関すること
- ⇒ 建設業処分業者一覧

[建設業処分業者一覧トップページ／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

（２）国土交通省大臣許可業者の場合

国土交通省近畿地方整備局

- ⇒ 記者発表
- ⇒ 業者名などで検索して下さい

[建設工事（公共事業を含む） 指名停止 - 国土交通省 ネガティブ情報等検索サイト \(mlit.go.jp\)](#)

■大阪府建設工事等指名停止措置については

大阪府ホームページ

- ⇒ 分類から探す
- ⇒ しごと・産業
- ⇒ 入札・契約情報
- ⇒ 入札・発注・募集など
- ⇒ 電子調達
- ⇒ 電子調達（電子入札）システム
- ⇒ 共通/要綱・基準等
- ⇒ 【入札参加停止措置一覧】
- ⇒ 大阪府建設工事等入札参加停止措置一覧表（建設工事等関係）

[共通/要綱・基準等／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural](#)

[Government\]](#)

■ 経営事項審査を受けていることについては

一般財団法人建設業情報管理センター

⇒ 経審結果の公表

⇒ 経営事項審査結果の公表（業者名などで検索）

[CIIC 一般財団法人 建設業情報管理センター](#)